

「電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド」、「溶接安全管理審査実施要領（火力設備）」、「使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）」及び「発電用火力設備の技術基準の解釈」の一部改正について

平成28年12月26日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
電力安全課

## 1. 改正概要

電気事業法（以下「法」という。）第52条第3項の規定に基づく溶接安全管理審査<sup>[1]</sup>（以下「溶接審査」という。）は、「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）」の施行をもって廃止となり、今後、溶接部の健全性については、使用前安全管理審査又は定期安全管理審査（以下「定期審査」という。）において設置者が行う溶接事業者検査<sup>[2]</sup>の適切性を事後に審査する中で、保安水準を確保していく方針となった。

一方で、改正法施行後は溶接時点での審査は不要になるとの判断から、改正法に経過措置は設けられていないため、施行時点で行われている全ての溶接審査が中止となる。しかしながら、新制度への円滑な移行のためには、仕掛かり中の溶接安全管理検査及び定期安全管理検査の取り扱いや受審時期、審査方法、その他の移行措置や、溶接事業者検査の記録の保存期間などの運用方法について、あらかじめ明確化することが必要となる。

そこで、改正法の施行前に、制度移行前後で生じる課題を整理して対応方針を示すため、「電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド（20120919商局第72号。以下「検査ガイド」という。）」、「溶接安全管理審査実施要領（火力設備）（20120919商局第67号。以下「溶接審査要領」という。）」及び「使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）（20120919商局第67号。以下「定期審査要領」という。）」の一部を改正する。

また、「発電用火力設備の技術基準の解釈（20130507商局第2号。以下「火技解釈」という。）」については、技術進歩や実績データの蓄積等に伴い、（一社）日本電気協会で組織する日本電気技術規格委員会（JESC）からの要請を踏まえ、必要に応じて見直しを行っている。今般、この要請を踏まえ、適切な保安水準を確保することができると確認されたものについて、あわせて所要の改正を行う。

なお、その他、条番号の整理等の形式的な修正もあわせて行う。

[1]法第69条に基づき登録された登録安全管理審査機関が実施する設置者等の品質管理状況（電気工作物の技術基準適合性維持・確認の実施状況等）の審査。（法第52条第3項）

[2]設置者が溶接製品に対してその使用の開始前に技術基準の適合確認を行い、その結果を記録・保存する検査。（法第52条第1項）

## 2. 改正内容

### (1) 検査ガイド

設置者等が実施する溶接事業者検査について、①記録の管理、②制度移行後のインセンティブの取扱い及び③制度移行に伴い実施する溶接審査の受審時期に関する運用方法の明確化を図るため、移行措置を設ける。

### (2) 溶接審査要領

登録安全管理審査機関が実施する溶接審査について、①改正法施行前後の溶接審査申請に対する取扱い、②溶接審査の受審時期、③審査方法、④やむを得ず完了しなかった溶接審査の取扱い、⑤現行制度で検出した不適合事項の取扱い及び⑥その他帳簿の取扱いなどに関する運用方法の明確化を図るため、移行措置を設ける。

### (3) 定期審査要領

国又は登録安全管理審査機関が行う火力発電所の定期審査について、①改正法施行直前における定期審査申請に対する取扱い、②定期審査の受審時期及び③やむを得ず改正法施行日までの間に完了しなかった定期審査の取扱いに関する運用方法の明確化を図るため、移行措置を設ける。

### (4) 火技解釈

- 1) 非破壊試験技術者の資格及び認証において、JIS 規格が改定されたことに伴い、引用年度を見直す。《第 127 条、第 145 条、第 163 条》
- 2) 液化ガス設備の材料、溶接部に係る規定について、JIS B 8267 (2008) の関係規定に従うこととしたため、関連箇所を見直す。《別表第 1、別表第 12、別表第 14、別表第 29、附図第 1、附図第 2、附図第 3》
- 3) 手溶接士の技量試験に係る判断基準及び作業範囲において、JIS 規格が改定されたことに伴い、試験材の試験材区分の範囲を見直す。《別表第 13、別表第 17》
- 4) 溶接後熱処理における温度範囲及び溶接部の厚さに応じた保持時間について、米国機械学会規格 (ASME 規格) と整合化を図る。《別表第 21》
- 5) 磁粉探傷試験に係る引用 JIS 規格が廃止されたため、同等の内容を規定する JIS 規格に見直す。《別表第 27》
- 6) 磁粉探傷試験の試験面の温度について、今般、これまで具体的な規定はなかった 10℃未満及び 50℃を超える温度に係る JIS 規格が制定されたことから、当該規格を追加する。《別表第 28》
- 7) 突合せ溶接継手の引張試験及び曲げ試験において、JIS 規格が改定されたことに伴い、引用年度を見直す。《別表第 11、別表第 31》

以上